



井上司法書士事務所 一般事業主行動計画

全ての従業員が仕事と家庭を両立させ、より働きやすい環境を作ることにより、従業員がその能力を遺憾なく発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年10月1日～平成29年9月30日までの2年間

2 内容

- ・目標1 より育児休業を取得しやすいよう、休業取得予定者が利用する制度等について従業員への周知を図り、理解を求めることで、取得予定者が休業の取得をしやすいようはからう。
- ・対策1 平成27年10月～
 - ・従業員に対し、口頭及び社内回覧物にて利用制度および取得休業の周知を図る。
 - ・関係書類は、平時の社内回覧物同様に書架へ設置し、常時閲覧可能にする。
- ・目標2 育児休業を取得した従業員の円滑な職場復帰のために、職務に関する情報の提供を随時行う。
- ・対策2 平成27年11月～
 - ・取得者が休業中、法令改正等に伴う事務手順の変更等、職務に関する情報の追加があれば、その都度、取得者へ電子メールもしくは郵送にて書面連絡を行う。

以上